

第1管理区分を維持するメリット

作業環境が良好な事業場に対する「緩和措置」について

前回（本誌R7年11月号P28

掲載）は、作業環境測定の結果が第3管理区分（改善が必要な状態）となった場合に義務付けられる、作業環境改善の流れや保護具着用管理責任者の選任、呼吸用保護具のフィットテストといった、少し厳しい強化された措置についてご紹介しました。大変そうだな、と感じられた方も多いかもしれません。

一方で、日頃の努力によって作業環境を良好（第1管理区分）に維持し続けている事業場に対しては、法的な規制を緩和するメリットがあることをご存じでしょうか？

今回は、良好な管理を行っている事業場に適用できる「緩和

措置」についてご紹介します。

1、特殊健康診断実施頻度の緩和

メリットの一つは特殊健康診断の実施頻度の緩和です。有機溶剤や特定化学物質を取り扱う業務に従事する労働者に対しては、通常6カ月に1回の特殊健康診断が義務付けられています。しかし、事業者が所轄の労働基準監督署長の許可を受けることで、1年に1回へと回数を減らすことが可能です。

【主な要件】

○直近3回の作業環境測定の結果が第1管理区分であること。

○直近3回（過去1年半）の特殊健康診断の結果、その業務に従事する労働者に異常所見がないこと。

健康診断は、実施費用の負担だけでなく、受診による作業時間のロスも発生します。回数が半分になれば、企業としてのコストメリットは非常に大きなものになります。

2、化学物質管理の水準が一定以上の事業場に対する個別規制の適用除外

正式には労働安全衛生法に基づく都道府県労働局長の認定を受ける制度です。この認定により一定の水準以上の管理能力があると国（労働局）にお墨付きをもらうこととなります。その結果、これまで義務付けられていた作業環境測定や設備基準などの適用を除外され、特別規則の適用物質の管理を、事業者による自律的な管理（リスクアセスメントに基づく管理）に委ねることができず。こちらは大きく管理が変わることもあり、要件のハードルが高い制度です。

【主な要件】

○専属のプロがいること（化学物質管理専門家の配置）。外部のコンサルタント任せではなく、事業場内部に「化学物質管理専門家」の要件を満たす専門知識を持った人を配置し、管理させていること。

○化学物質のリスクアセスメントを行い、その結果に基づく必要な措置を実施すること。

○過去3年間の作業環境測定結果が第1管理区分であること。

○過去3年間、労働災害（化学物質によるもの）、労働安全衛生法に対する違反が発生していないこと。

○すべての対象物質についてリスクアセスメントを行い、その結果を労働者に見やすい場所に掲示していること。

○リスクアセスメントの結果や講じた措置の内容を外部の化学物質管理専門家に評価を受け、適切であると認められること。

このようになり多くの要件をクリアする必要があります。また、認定を受けても3年以内ごとに更新しなければ効力がなくなりす。

上記の健診や規制対応の直接的なコスト削減に加え、作業環境を良好に維持することは、以下のようなメリットも生み出します。

○行政対応タスクの低減 良好な状態であれば、監督署への報告や改善計画の策定といった事務負担が最小限で済みます。

○採用や定着率への効果 Ⅱ「空気がきれいな工場」「安全な職場」であることは、今や求職者が重視するポイントの一つです。第1管理区分の維持は、ホワイトな職場環境の証明とも言えます。

第1管理区分を維持している事業者の方も、良好な管理と申請をすることでさまざまなメリットを受けられるかもしれません。一度自社の状況を深く理解し、改善等を検討してみてくださいいかがでしょうか。

（株アイエンス）